

～ 月額自己負担上限額の軽減制度～

「高額かつ長期」についてのご案内

これは、階層区分が「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」「上位所得」の方のみ該当します。
下記の基準を満たしている場合、月額自己負担上限額が軽減されます。

高額かつ長期の該当の基準

高額かつ長期の申請を行う月から過去 12 か月間（注：支給認定以降に限る）に、指定難病にかかった医療費の総額（10 割分）が、50,000 円を超える月が 6 か月以上あること。

- ※ 医療費の総額（10 割分）とは、自己負担額ではありません。
（「特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票」の『難病分医療費（10 割分）』欄で確認ください）
- ※ 算定の対象となるのは、指定難病にかかる医療費のみです。
（入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）

（例）令和 3 年 7 月から受給していて、令和 4 年 6 月に、高額かつ長期として申請を行う場合
○…50,000 円を超えている ×…50,000 円を超えていない

受診年月	令和 3 年						令和 4 年					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
金額	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	○

令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月の 12 か月間に、50,000 円を超える月が 6 か月以上ある必要があります。

申請方法

特定医療費の記載された「自己負担上限額管理票」の原本とコピーまたは、医療機関にて記載された「特定医療費（指定難病）証明書（様式第 10 号）」を提出してください。

- ※ 申請は管轄の保健福祉事務所で受け付けます。
- ※ 様式第 10 号は各保健福祉事務所、または県ホームページからも取得できます。
【佐賀県HP】→【健康・福祉】→【医療】→【疾病対策】→【難病】

階層区分	基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税が非課税で 本人年収 80 万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	市町村民税が非課税で 本人年収 80 万円を超える	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1 万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上	30,000	20,000	

※次頁もご覧ください

参考

特定医療費（指定難病）受給者証							
公費負担者番号	5	4	4	1	6	0	1 1
特定医療費受給者番号	0	1	0	1	1	4	7
受給者	フリガナ	サガ ケンタロウ			生 年 月 日		
	氏 名	佐賀 健太郎			昭和56年08月21日		
	住 所	佐賀県佐賀市 城内1-1-59					
	保険者	全国健康保険協会 佐賀支部			性別	男	
被保険者記号番号	1658 946			適用区分	Ⅲ		
病 名	006パーキンソン病						
保護者(18歳未満の場合)	フリガナ						
	氏 名						
	住 所						
負 担	階層区分	一般所得 I	自己負担上限額	月額 5,000円	食 割 合		
	○ 高額かつ長期			×	軽症高額該当		
	×	人工呼吸器等装着					
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病医療費助成の受給者						無
有効期間	令和02年03月25日 ~ 令和02年09月30日						
上記のとおり認定する。							
令和 02年 05月 19日 佐賀県知事 山口祥義							

「一般所得 I」
 「一般所得 II」
 「上位所得」
 のどれかに該当しますか？

年 月分 () 受給者番号 ()

日付	指定医療機関名	難病分医療費 (10 割分)	自己負担額	自己負担額累計	医療機関印
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	
月 日		円	円	円	

上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	指定医療機関名	医療機関印
月 日		

月ごとに合計して
 50,000円を超えていますか？